

日本労働年鑑 第56集 1986年版
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

VI 権利闘争

3 その他の権利闘争

総評のILO未批准条約批准請願運動

総評はILO条約批准促進のとりくみを決定し、「ILO未批准条約の即時批准を求める請願書」の一〇〇〇万署名活動を推進することを決め、一九八四年一〇月二九日各単産、地県評に署名活動へのとりくみを要請する指示文書を発した。

署名の第一次集約を八四年一二月二〇日、第二次集約を八五年二月二八日としている。

請願書は「ILOが今日まで一九五の条約を採択し、先進諸国の批准は平均七〇に及ぶ状況にあり、ますますその重みを加えているにもかかわらず、わが国はわずか三七条約しか批准していないばかりか、すでに批准している団結権、団交権の基本条約である八七号、九八号条約ですら、国内法の不整備のためその違反が改まっていないとして、このような状況を是正するためつぎの事項を強く要請する」と述べ、請願事項として、当面つぎの条約の即時批准を求めている。

- 1 基本的人権に関する条約(一〇五号、一一一号)
- 2 労働時間、休暇に関する条約(一号、四七号、一三二号)
- 3 労使関係に関する条約(一三五号、一四四号、一五一号、九四号)
- 4 婦人労働に関する条約(八九号、一〇三号、一四九号、一五六号)
- 5 安全衛生に関する条約(一四八号)

6 雇用、社会保障に関する条約(一二二号、一五八号、一〇二号、一二八号、一三〇号、一一七号、一一八号)

日本航空(株)賃金差別紛争の解決

一九六七年以降、毎年東京都地方労働委員会に救済の申し立てをおこなってきた日本航空労働組合の賃金差別をめぐる長期紛争が一九八四年一〇月二二日和解協定締結により解決した。

日本航空労働組合は、日本航空(株)の地上勤務の従業員で組織されており、一九六七年五月に、定期昇給、昇格などに不当労働行為があり、別組合である全日本航空労働組合員と差別されているとして救済申し立てをおこない、以降、毎年賃金昇給、昇格、一時金などの差別是正の申し立てをおこなってきた。

一九八〇年二月東京都労委は、七四年から七七年までの組合員二四七名の昇給、昇格の是正、差額の支払い、将来の昇給、昇格の差別の禁止等組合側全面勝利の救済命令を発した。

八〇年三月会社は中央労働委員会に再審査の申し立てをおこなっていたが、八三年一二月に中労委が和解を勧告し、八四年六月から解決のための労使交渉がおこなわれ、八四年一〇月、中労委立ち合いのもとで和解協定が調印されるに至ったものである。

和解協定の内容は、職級昇格および号俸調整、労働協約の締結、健全かつ円満な労使関係確立のための覚書の締結、組合にたいする便宜供与、紛争解決のための和解金の支払い等を骨子とするものである。

官公労働者を励ます権利集会

一九七五年一〇月二四日に結成された「スト権回復を指示する会」は一九八五年五月一五日結成一〇周年を記念して、第六回総会と「いまこそ労働基本権の確立を！ 官公労働者を励ます権利集会」を開催した。

総会では今総会を機に世話人代表を勇退した作家・野間広、新しく世話人代表となつた法政大学総長青木宗也があいさつ、会の事務局長村上寛治が一〇年をふりかえっての経過報告をおこなった。

権利集会では、山崎俊一労書記長、横山英一日教組国民運動部長、小倉信蔵自治労政策局長が問題提起をおこない、参加者から発言がなされたあと、以下のアピール(要旨)を発表した。

【アピール(要旨)】

私たちは、官公労働者に対する攻撃は、日本労働運動全体に対する挑戦であり、闘う労働組合の破壊と、国民生活に密着した公共性の解体であると受けとめざるをえません。そして、近代百余年にわたって築き上げた交通・通信・国有林等の国民共有のばく大な財産が、むざむざ分断・解体され、大資本の利益に奉仕してしまう成りゆきを黙視できません。

戦後政治の根幹である自治・分権・参加という民主主義が、地方行革によって抑制・形骸化されることに反対しなければなりません。さらに、生徒・児童、教職員、父母の声とは別のところで、教育改革が内閣主導で論議され、新しいエリート、人材養成のための教育行政が、自由化とか個性主義の名の下に、財界・産業界の一方的要請に従って進行することに強い不信と不安をおぼえます。

国民の生活に密着する交通・運輸・通信・教育・自治体行政の全般におよぶ政治的中央集権化の方向と、民営化・分割の進行は、財界主導の行革の中で決して二つのものではありません。そうであるからこそ、労組活動攻撃や数々の人員削減を前提とした権利侵害が「行革」の中で同時進行しているのです。

一九八五年後半期の行革本番を目前にして、本日、私たちが、「スト権回復を支持する会」の結成一〇周年を記念して、官公労働者の生きる権利を全労働者・国民とともに確立する励ましのあつまりを持ちましたことは、大きな意義と意味のあるものと互いに確認しあい「他人の痛みはわが痛み」としつつ、たとえ出向・派遣・レイオフ・退職などさせられても、同じ仲間として末長く連帯し、働く者として生き続けてゆくことを、強く訴えたいと思います。

振動病シンポジウム

一九八四年一二月一六日、「白ろう病裁判を支援し人権を守る会」(代表総評事務局長真柄栄吉)は、「高松高裁不当判決批判、人権と健康を守る『振動病』シンポジウム」を開催した。

このシンポジウムは、元高知営林局職員が、「振動病(いわゆる白ろう病)について、国に損害賠償を求めていた事件について、高松高裁が一九八四年九月一九日、一審の高知地裁判決(七七・七・二八、原告勝訴)を取り消し、原告の請求を破棄する逆転判決を言い渡したことに抗議し、人権と健康を守る立場から、医師、法律家、弁護士、運動家ら二七七七人が参加して開催されたものである。

シンポジウムでは、主催者を代表して内山総評副事務局長のあいさつ、特別報告として、名吉屋大学医学部教授山田信也ら三氏がそれぞれ問題提起をしたあと、憲法学者、労働法学者、弁護士、医師、労災・職業病被災者などから意見発表が出されたあと、以下のアピール(要旨)を発表した。

【アピール(要旨)】

本シンポジウム参加者は、今こそ労働者・勤労国民が憲法の規定により安全かつ健康で働く権利を保障されることを明確にしつつ、次の二点を確認する。

1 「九・一九高松高裁判決」は、法解釈によるものではなく、「文明評論」ともいえる「思想判決」といわざるをえない。

技術革新が進み機械文明が急速な発展をみている今日、チェンソーやブッシュクリーナーの導入がそうであったように、新しい機器の使用による犠牲を労働者に負わせ、その犠牲のうえに合理化を進める国・使用者の責任を不当に免罪し助長する「九・一九高松高裁」の判示は、まさしく労働者・勤労国民の生命・健康・安全を不当に軽視し、人間の尊厳を損うものである。

2 本シンポジウムの開催が振動病罹患者をはじめ労災・職業病・公害問題と闘っている人々に激励となれば幸である。同時に、これらの問題は、労働者・勤労国民の生命と健康、生活を重視し、司法の反動化に怒りを燃やす本シンポジウム参加者一人一人の共通する課題である。

従って振動病をはじめ数々の深刻かつ重大な職業病絶滅、労災補償の拡充、公害追放、とりわけ白ろう病上告審及び六地裁係属事件の完全勝利のため、学者、医師、弁護士、文化人、労働運動家らが結束してこの運動の前進のため努力する。

自治労・人勧に代わる制度要求

自治労(丸山康雄委員長・約一七万人)は一九八五年一月一六日から開かれた県本部委員長会議で、団交権の確立を中心とした労働条件決定制度、給与決定にあたって労働者参加を中心にした新しい制度構想を明らかにした。

自治労は賃金闘争の基本戦略を、人事院勧告体制の打破、労働基本権確立に置きながらも、七〇年代からは人事院勧告の完全実施を中心目標としてきた。しかし、八〇年代に入ってから、八二年の人事院勧告の凍結に始まり、抑制に次ぐ抑制をうけてきた。

自治労は、人勧には公務員労働者の賃金決定への参加の排除を前提にしている、政府を拘束するものではない、などの欠陥があり、労働基本権の代償措置としてはきわめて不完全という認識にたつて、人勧の廃止、団交権の回復を前提にした新たな賃金決定機構の創設を提唱し、立法運動にとりくむことを決めた。

自治労提唱の新制度構想の概要は、以下のとおり。

【制度の概要】

政府・自治体当局にそれぞれ労働条件決定に関して、労組との団交応諾義務および団交結果についての履行義務を負わせることにしている。また、紛争調整制度を設けるとしており、労組法、労調法に準じた「あっせん」「調停」「仲裁」を行う機関が必要となる。必然的に現在、認められていない労働協約締結権も前提となる。

自治労の中央交渉機能

現行の公務員制度からすれば、国家公務員、教員、地方公務員の三本立ての賃金決定システムにすることが望ましい、としながらも、中央レベルでは三つの交渉制度が統一して中央交渉ができるようにする。また、中央交渉では一定の幅をもった基準を設定することによって単組交渉を円滑にすることも期待できる。

団体交渉の当事者

国公、教員、地公それぞれに対応した団交機関を設けることが前提で、国会は政府、地公については自治省よりは各自治体を統合した使用者団体を交渉相手にしたい考え。

中央交渉の対象と機能

団体交渉の対象は、管理運営事項であっても、労働条件に影響するものについては、団体交渉の対象とする。ただし、基本賃金、退職手当、労働時間などの全国性、統一性をもつものを標準的に決定する。その他の労働条件については、それぞれの任命権者との交渉事項となる。

地方交渉は中央交渉の対象外の事項および、中央交渉によって決定された標準的労働条件を具体化、確定する。

紛争調整制度

労使紛争を調整する機関として、公務労働委員会を設ける考え。同委員会は労組法、労調法の例にならって、あっせん、調停、仲裁を行う。中央、地方に設置し、委員についても公・労・使三者同数とする。これに伴い、現行の地方人事委員会(給与引き上げ勧告を行っている)は調査機能を除き、廃止する考えだ。

団交結果の実効確保

自治体の首長に対し、団交および紛争調整機関の結論について誠実に履行する義務を負わせる。一方、議会については団交、紛争調整機関の結論を確認させるに留めることにしている。

警察拘禁二法反対の闘い

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議は、一九八五年四月五日、千代田区公会堂で「ストップ・ザ・警察国家！ 警察拘禁二法を許さない4・5市民集会のつどい—再上程阻止勝利集会」を開催した。これは、警察拘禁二法案(刑事施設法、留置施設法)が一二月一日に召集された第一〇二通常国会に拘禁二法案が再上程されなかったことから「再上程阻止勝利集会」として開かれたもので、約五〇〇人が参加した。

国民連絡会議は、八二年四月二八日の第九六通常国会へ法案が上程されて以降署名運動、一八次にわたる統一要請行動をおこなってきた。当日の集会は「警察拘禁二法案の今国会再上程阻止の成果をふまえさらに運動をすすめましょう」とのアピールを採択した(本年鑑第二部—X I「労働組合と社会運動」参照)。

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
